

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

安倍9条改憲NO!

改憲発議に反対する全国緊急署名

2019年7月の参院選で、安倍晋三首相の改憲に賛成する勢力が3分の2を割りました。有権者は安倍首相に憲法96条の規定による改憲発議が可能な勢力を与えませんでした。

にもかかわらず、安倍首相は民意が「改憲について論議すべき」という意思を表明したなどと、全く事実と反する強弁をしています。そして、自らの総裁任期の2021年までの改憲を目指して、野党の分断をはかり、改憲勢力の再編を狙っています。

政治が果たすべき課題は山積しています。世論の多くは安倍首相の下での改憲を望んでいません。

安倍首相が改憲に固執するのは、日本の軍事大国化をさらにすすめ、「戦争をする国」に変えようとの狙いからです。もし、9条をはじめとする安倍改憲が実現すれば、日本は米国とともに世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになるでしょう。

事態は緊急です。

私たちは国会が改憲の発議をすることを許さず、すべての市民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、生かすことを求めます。

【請願事項】

- 1、安倍首相らがすすめる憲法9条などの改憲発議に反対します。
- 2、憲法を生かし、平和・人権・民主主義、生活の向上が実現する社会を求めます。

名 前	住 所

※いただいた署名は国会請願と首相への要請以外には用いません。

呼びかけ団体 **安倍9条改憲NO! 全国市民アクション**

ホームページ: <http://kaikenno.com> メールアドレス: info@kaikenno.com

連絡先 ・戦争をさせない1000人委員会 [Tel.03-3526-2920]

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内

・憲法9条を壊すな！実行委員会 [Tel.03-3221-4668]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-3 太陽ビル402 市民ネット内

・戦争する国づくりストップ！憲法を守り、いかに共同センター [Tel.03-5842-5611]

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

・九条の会 [Tel.03-3221-5075]

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7-303

取扱
団体

全日本教職員組合(全教)・教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階
TEL (03)5211-0123 FAX (03)5211-0124

山口県教職員組合

改憲発議STOP署名

憲法3000万署名の力でまだ改憲を許していません。しかし、安倍首相は改憲に異常な執念を見せています。「安倍9条改憲NO! 改憲発議に反対する全国緊急署名」は、改憲発議させないという思いを短期間に積み上げて、改憲の動きをきっぱり断念させるためのものです。



子どもたちに平和な未来を手渡したい
だから9条をはなさない

全日本教職員組合(全教)
教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1
全国教育文化会館 3階
TEL (03) 5211-0123 FAX (03) 5211-0124
Email: zenkyo@educas.jp
ホームページ: <http://www.zenkyo.biz/>

緊急署名に
ご協力お願いします

憲法

Q&A



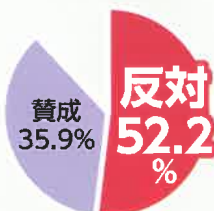
Q1 憲法審査会で憲法について議論するのはいいのでは？

A1 国民多数が改憲を求めている今、憲法審査会で議論する必要はありません。

憲法審査会は「憲法改正原案の審議等を行う機関」です。憲法を変える事由がはっきりとあり、国民の圧倒的多数がその必要性を感じたときにはじめて憲法審査会で議論すべきです。

国民の多数が安倍政権下での改憲に反対

共同通信社世論調査
2020年1月11日～12日



Q2 なぜ安倍首相は9条改憲にこだわるのですか？

A2 自衛隊を憲法9条に書き込んで、自衛隊が海外で武力行使できるようにするためです。

自衛隊を憲法9条に書き込むことで、戦力の保持・交戦権を認めることになり、海外での武力行使に道を開きます。この間、安倍政権は集団的自衛権の行使を容認してきましたが、9条が武力行使に歯止めをかけています。

憲法第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

Q3 憲法に緊急事態条項がないと、いざというときに対応できないという意見がありますが？

A3 緊急事態への対応は法律で可能です。憲法に書き込む必要はありません。

「緊急事態であれば、政府が国会の議論を経ずに基本的人権を制限できる」という緊急事態条項の危険性を歴史は教えています。ドイツでヒトラーが憲法の緊急事態条項を利用し、ナチスの独裁政治をまねいたように、時の政権の思うままに基本的人権の制限をもたらす危険性があります。

Q4 自民党の改憲案は「教育の充実」を掲げていますが？

A4 教育の無償化や教育条件整備の保障・充実にはふれず、国の役に立つ子どもを育てることに重きをおいています。

自民党改憲案は、教育の役割を「国の未来を切り拓く」と位置づけています。教育の本来の目的である一人ひとりの「人格の完成」をめざすことよりも、国の役に立つ子どもを育てることに重きをおくものです。教育が時の政権に都合よく利用されてしまいます。

首相には
憲法擁護の義務が
あるのに…

「憲法改正を私自身の手で成し遂げていく」と安倍首相は言いますが、憲法第99条は、国務大臣、国会議員などに「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定しています。権力者が勝手に変えることなど許されません。